

○総務省告示第四百七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注29の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正前	
改正後	
【１～４ 略】	
5. <u>92GHzを超え100GHz以下の周波数の電波を使用する無線測位業務の無線局（92GHzを超え100GHz以下の周波数の電波を使用する無線航空業務の無線局又は95GHzを超え100GHz以下の周波数の電波を使用する無線航行業務の無線局）の送信設備</u>	
周波数（注）	指定周波数帯の範囲
<u>96GHz</u>	<u>92GHzから100GHzまで</u>
<u>97.5GHz</u>	<u>95GHzから100GHzまで</u>
注. 周波数は、指定周波数帯の中心の周波数を指定することとする。	
備考. 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	
	【１～４ 同左】 【新設】